４．減損損失関係

［１］　減損を認識した固定資産

（単位：千円）

減損を認識した固定資産の概要				減損の認識に至った経緯（注１）	減損額のうち損益計算書に計上した金額	減損額のうち損益計算書に計上していない金額（注３）	回収可能サービス価額	減損額の算定方法（注２）
用　途	種　類	場　所	帳簿価額					
職員宿舎（北千束宿舎ＲＡ棟）	建物及び建物附属設備	東京都大田区北千束１―36―10	543千円 （内訳） 建物附属設備：543千円 ※建物：0千円（備忘価額）	※１	543千円 （内訳） 建物附属設備：543千円	―	使用価値相当額	※３
職員宿舎（北千束宿舎ＲＢ棟）	建物及び建物附属設備	東京都大田区北千束１―36―10	1,696千円 （内訳） 建物附属設備：1,696千円 ※建物：0千円（備忘価額）	※１	1,696千円 （内訳） 建物附属設備：1,696千円	―	使用価値相当額	※３
電話回線	電話加入権	―	300千円	※２		※５	使用価値相当額	※４

（注１）　減損の認識に至った経緯

※１　使用実績が著しく低下し、当該資産の全部の使用が想定されていないため。

※２　電話加入権の市場価格が著しく下落し、市場価格の回復の見込があると認められなかったため。

（注２）　減損額の算定方法

※３　使用価値相当額が０円であると判断し、帳簿価額を１円にするまで減損処理を行っております。

※４　使用価値相当額が正味売却価額と比較し高いため、使用価値相当額を採用しており、使用価値相当額は再調達価額をもって算定しております。

（注３）　その他

※５　帳簿価額は回収可能サービス価額に比して低廉なため、減損額は計上しておりません。

［２］　減損の兆候が認められた固定資産

（単位：千円）

減損の兆候が認められた固定資産の概要				使用しなくなる日	減損の兆候の概要及び減損の認識に至らない根拠（注１）	使用しなくなる日における帳簿価額（注２）	使用しなくなる日における回収可能サービス価額	使用しなくなる日における減損見込額
用　途	種　類	場　所	帳簿価額					
教育施設（弓道場）	建物及び建物附属設備	東京都目黒区大岡山２―12―１	59千円 （内訳） 建物附属設備：59千円 ※建物：0千円（備忘価額）	―	※１	※４	―	―
教育施設（サークル棟５）	建物及び建物附属設備	東京都目黒区大岡山２―12―１	4,063千円 （内訳） 建物：4,063千円 ※建物附属設備：0千円（備忘価額）	―	※１	※４	―	―
教育施設（本館（田町））	建物及び建物附属設備	東京都港区芝浦３―３―６	27,483千円 （内訳） 建物附属設備：27,483千円 ※建物：0千円（備忘価額）	―	※１	※４	―	―